

令和4年7月8日

報道機関各位

危機管理局原子力安全対策課長

日本原燃（株）再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における
供給液槽の安全冷却機能の一時喪失に係る法令報告について

7月3日（日）にお知らせした標記の件につきまして、日本原燃（株）から下記
のとおり連絡を受けたのでお知らせします。

記

1 連絡の内容

再処理工場の高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽の安全冷却機能
の一時喪失について、本日、法令報告（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
規制に関する法律第62条の3に基づく報告事象）に該当すると判断した。

発生当初、連絡責任者*は、供給液槽の廃液温度が25℃～30℃であるところ、
32℃までの上昇であり、有意なものと捉えていなかった。

その後、供給液槽の廃液温度上昇は、仕切弁の閉止に伴って安全冷却水の供給
が停止したことによるものであること、また上昇が継続していた状態であった
ことから、有意なものであると捉え、本日、異常事象の対応を行う六ヶ所対
応会議での検討および再処理事業部長の判断を経て、連絡責任者が法令報告に
該当すると判断した。

※ 連絡責任者：再処理事業部技術部長（異常事象が発生した時の連絡責任者）

2 県への連絡日時（法令報告の判断に係るもの）

令和4年7月8日（金）11：00 FAX

3 県の対応

7月3日、現地に六ヶ所村とともに原子力センター職員を派遣し、調査した結果
（立入調査結果）を公表する。

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課	危機管理局原子力安全対策課 課長代理 工藤 正敬
電話番号	（内線） 6487
	（直通） 017-734-9253
報道監	危機管理局 次長 築田 潮